

石巻市環境放射線対策本部会議 審議(報告) その他
 提出日：平成24年 5月21日
 担当部・課：教育委員会学校管理課〔内線5039〕

①件名

石巻市学校給食放射性物質検査方針について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

本市における学校給食用の食材について、保護者の不安を少しでも取り除くため、県のモニタリングの測定結果から安全であると判断する旨を、各学校に対し昨年7月30日付けで通知済である。しかしながら、保護者からの要望を受け独自検査を行う自治体が増えている状況であり、本市においても同様に、保護者等から学校給食に含まれる放射性物質への不安が寄せられている。また、本年3月15日に厚生労働省令及び厚生労働省告示が改正され、食品中の放射性物質の基準値が設定されたところである。

【目的】

当該基準値に則り、学校給食のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食に含まれる放射性物質の測定検査を実施する。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成23年3月17日 「放射能汚染された食品の取り扱いについて」厚労省食品安全部長通知
 原子力安全委員会より示された指標値が暫定規制値として示された
 8月～ 2学期より給食だよりに主な食材の産地を記載
 平成24年2月～ 給食だよりに、宮城県の「放射性物質の農産物モニタリング検査」等の
 結果(数値)を記載
 3月1日・6日・8日・12日・14日
 石巻市における学校給食モニタリング事業の実施
 (放射性セシウム134及び137いずれも不検出)
 3月15日 厚労省令及び告示の改正により、食品中の放射性物質の基準値を設定
 3月26日 教育委員会において「石巻市学校給食放射性物質検査方針」を策定

⑤主な内容

(1)検査方法

- ア 検査対象：学校給食センター(5施設)で提供する「副食全体」
- イ 検査方法：ゲルマニウム半導体検出器により、1週間分の調理済みの副食をまとめて専門機関で検査
- ウ 検査項目：放射性セシウム134及び137
- エ 規格基準：100Bq/kgを超える値が測定された時は、再検査を実施し汚染された食材を特定

(2)検査結果の対応

- ア 検査により放射性セシウムが不検出であった場合及び厚生労働省の一般食品に係る基準値である1キログラム当たり100ベクレル未満の数値が検出された場合については、安全であるとの結論から給食を実施する。
- イ 仮に規格基準(100Bq/kg)を超える値が測定された時は、再検査を実施し、原因となった食材が特定されるまでの数日間、主食・牛乳のほか安全が確認された「ボイル品」等を副食として提供する。

(参考)

主食に用いる米、小麦粉及び牛乳については、製造業者及び流通業者において放射性セシウムの検査を行っている。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【市民への影響】

学校給食に含まれる放射性物質の検査を実施することにより、学校給食の一層の安全・安心が確保される。

【市行財政への効果・負担】

(1)検査費用(年間)

15,000円×1検体×5センター×43週×消費税=3,387,000円

(2)再検査費用(1回当たり)

15,000円×14検体(5回+5回+4回)×消費税=220,500円

⑦他の自治体の政策との比較検討

(1) 県内における独自測定実施自治体

- ア 簡易測定器による測定：7市町
- イ ゲルマニウム半導体検出器による測定：4市町

(2) 東松島市(1施設)と女川町(2施設)の学校給食センターについては、今年度県教育委員会が主体となって実施する「学校給食用食材の放射能サンプル測定」で対応予定とのこと

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- (1) 検査費用について6月補正で予算要求
- (2) 本年度は、2学期(8月)から3学期(3月)までの28週で実施予定
- (3) 次年度以降は、通年43週で実施予定

⑨その他

石卷市学校給食 放射性物質検査方針

石卷市教育委員会

石巻市学校給食における放射性物質の検査について

1 検査実施の趣旨

本市では、保護者の不安を少しでも取り除くため、給食用の食材については県のモニタリングの測定結果から安全であると判断する旨を、各学校に対し通知済（7月30日付け）である。

しかしながら、保護者からの要望等を受け独自検査を行う自治体が増えている状況であり、本市においても同様に、保護者等から学校給食に含まれる放射性物質への不安が寄せられている。

また、本年3月15日に厚生労働省令及び厚生労働省告示が改正され、食品中の放射性物質の基準値が国の法令として設定されたところである。

したがって、当該基準値に則り児童生徒の放射性物質摂取量を管理することで、学校給食のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食に含まれる放射性物質の測定検査について、出来る限り早期に実施することとする。

<参考：厚生労働省による食品中の放射性物質に係る基準値>

	食品の区分	濃度
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)	10Bq/kg(200Bq/kg(※3))
	飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶(※1))	
牛乳	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料	50Bq/kg(200Bq/kg)
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50Bq/kg(規制値なし)
一般食品	上記以外の食品(※2)	100Bq/kg(500Bq/kg)

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめ等原材料を乾燥したものを通常水戻しして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態及び水戻しを行った状態の両方に基準値を適用する。また、食品こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用する。

※3 濃度欄の括弧書きは暫定規制値としての数値

(24年3月15日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知より作成)

2 検査内容と考え方

<検査内容>

(1) 検査対象	給食センターから提供する「副食全体」
(2) 対象施設	市内5学校給食センター（全センター）
(3) 検査方法	事後検査（1週間分の副食を専門の検査機関で、まとめて検査する。）
(4) 検査頻度	週1回（毎週末）
(5) 検査項目	放射性セシウム134及び137
(6) 検査基準値	100Bq/kgを超えた値が出た場合には、再検査を行い汚染された食材を特定する。

<考え方>

本市の学校給食については、主食に用いる米、小麦粉、飲料水及び牛乳については、製造業者及び流通業者において放射性セシウムの確認を行っているため、検査の対象を「副食」のみとする（参考資料）。

また、検査方法については1週間分の調理済の副食を、専門機関で1度にまとめて検査することとする。当該手法を用いることにより、1週間の給食により摂取した放射性物質が平均して基準値以内に収められているかどうかを管理することができる。

さらに、専門機関へ委託することで、検査自体の信頼度が増すことや費用の低廉化も期待できる。※本市で独自に測定するとした場合、専門的知識を有しない職員が検査をすることへの誤操作、誤認識等の懸念があること、測定器の購入費や測定環境を整備する費用など高額な初期費用が発生すること、毎年測定器の校正費や測定環境維持管理するための経費が発生する。

検査項目については、厚生労働省の基準値の対象にしたがい、放射性セシウム134及び137とする。厚生労働省の規格基準は、放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、ルテニウム106、プルトニウム）との比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定されたものであり、検査項目を限定しても安全性は確保される。

また、厚生労働省の一般食品に係る基準値である1キログラム当たり100ベクレルを超える放射性セシウムを超える値が検出された場合には、食材ごとに再検査を実施し汚染された食材を特定する。

<再検査の方法について>

学校給食では、1食に約20の食材が使用されていることから、費用の低廉化に資するよう、以下の方法で検査を行う。

- ① 曜日毎に検査して、基準値を超えた曜日を確定する。
（検体の検査回数5回）
- ② 曜日が確定された後、20検体を4検体毎の5つにグループ分けをして検査する。
（検体の検査回数5回）
- ③ グループが確定された後、4検体を個別に再検査し汚染食材を確定させる。
（検体の検査回数4回）

なお、再検査については、給食センターで保存している食材（学校給食衛生管理基準において2週間分の食材保存が義務化）を使用する。

3 検査基準値を超えた場合の学校給食の提供について

検査により放射性セシウムが不検出であった場合及び厚生労働省が定める基準値（100Bq/kg）未満の数値が検出された場合については、安全であるとの結論から、給食を実施する（※）。

仮に規格基準（100Bq/kg）を超えた数値が測定された時は、再検査において原因となった食材が特定するまでの数日間については、主食・牛乳のほか安全が確認された「ボイル品」を副食として提供する。

再検査において汚染された食材が明らかになった場合は、当面の間、学校給食における当該食材の使用を控えることとする。一方、再検査において汚染された食材が明らかとならなかった場合は通常給食を再開することとする。

※測定機器の検出限界値は10Bq/kgとすることを想定している。

○ボイル品の提供について

本市が給食を提供する食数は、1日当たり約14,000食になることから、絶えず数日間のボイル品をストックすることになると、本市への給食納入業者の協力無しには実現することは不可能である。

そのため、給食納入業者の大手3社「サトー食品、マルヒ食品、三和商会」と協定書（別紙1）を取り交わすなどし、検査結果の翌日にはボイル品を提供出来るようにする。

一部業者からは自社倉庫に、14,000食分のボイル品を保管することが可能であるとの回答を得ているが、より確実性を持たせるため協定書を取り交わすことは有効な手段と考える

業者において考えられるデメリットとして、常に本市分の食材を倉庫に保管するため流通に支障をきたすことであるが、メリットとして必ず消費期限内に給食に使用出来ることから利益を計算出来る。

また、ボイル品については、これまでも給食センターが通常献立で使用しており、本市、業者の双方とも不利益が生じないことや、保存食用のカンパンのように期限切れ後に廃棄することも無く環境にも配慮が出来る。

<ボイル品類例>

- ・ハンバーグ類（和風・洋風等各種あり）
- ・ステーキ類（肉の種類のほか、味付けも各種あり）
- ・魚の塩焼き生姜焼き類（魚の種類のほか、味付けも各種あり）

4 検査費用について

(1) 本検査費用（年間）

15,000円×1検体×5センター×43週×消費税= 3,387,000円

(2) 再検査費用 (1回当り)

15,000円×14検体 (5回+5回+4回) ×消費税= 220,500円

5 その他

学校給食の放射能問題については全国的に報道されており、保護者の中には放射能に対する危機感や問題意識を持ち、独自に勉強して情報収集するなど、保護者間で情報共有をしている。

中には、厚生労働省が示した基準値についても不安視しており、「こどもに給食を食べさせたくない」と、学校に対する問い合わせが増えてきた。

学校においては、その対応に苦慮していることから、本市では個人が学校給食停止を希望する時は、学校給食の果たす役割及び意義を説明し、それでも納得されない場合は学校給食を停止することもやむを得ないと判断し、下記のとおり通知した。

石教管第486号

平成24年3月1日

石巻市小・中学校長

関係幼稚園長 殿

石巻市教育委員会

教育長 境 直 彦

放射能問題に係る学校給食の停止について (通知)

市内各学校 (園) 長におかれましては、日頃より学校給食ご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、福島第一原子力発電所事故による放射能問題により、学校給食で提供している「給食」や「牛乳」について、不安に感じている保護者も多いことから、今後、保護者から学校給食の停止を要望された場合は、貴職から学校給食の果たす役割及び意義を説明頂き、それでも納得されない場合は学校給食の「停止」を許可いたします。

なお、手続きについては、別添により対応して頂きますようご連絡いたします。

本検査 (案) によっても納得いただけない保護者に対しては、当該学校給食の停止により理解を得ることとしたい。